

会 告

令和5年2月4日

指定研修施設新規申請受付一時休止措置に関する臨時措置と新規申請受付開始時期について

現在、当学会では、日本歯科専門医機構の専門医制度整備指針に従った研修施設の認定基準について機構との協議を進めているところです。このような状況を踏まえ、令和元年8月1日付の会告にて、認定委員会より『臨床系研修施設においては、当面の間、指定研修施設の新規申請受付を休止する』との措置が示され、さらに令和3年12月12日付の会告にて、『大学系研修施設においても、当面の間、指定研修施設の新規申請受付を休止する』との措置を周知したところです。しかし、現時点で現行制度での施設基準を満たしており、早急に新規申請を求める大学系研修施設があり、申請受付の休止がこれ以上続くと当該施設に所属する専門医研修を希望する歯科医師や、他の大学系指定研修施設での研修歴を有する歯科医師の継続的な専門医研修の機会を奪うことになりかねないため、認定委員会としては新制度運用開始時期が未定であることを踏まえて、臨時措置として大学系研修施設については新規申請を再開することと致しました。なお、この申請および承認は、あくまで現行の学会認定専門医制度によるものであり、日本歯科専門医機構認定の新たな施設基準に沿った指定研修施設としての認定については、新制度運用開始後、改めて新制度における認定申請と審査が必要となることを申し添えます。

新しい制度による指定研修施設の新規申請開始時期につきましては、日本歯科専門医機構によるインプラント歯科専門医（仮称）制度の正式認可に伴って規定等の整備を行い、理事会承認を経て、新たな基準に沿った新規指定研修施設申請の受付を開始する予定としております。

関係各位のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

公益社団法人 日本口腔インプラント学会
認定委員長 栗田 浩